

平成24年6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

◆24番（小川利枝子君） おはようございます。

通告に従って、一般質問いたします。

宮本市政になってはや1年。行政サイクルからすれば、年度はまたぎはいたしました。宮本市長は市政を一通り経験されたところであり、今や評価に目を向けるべき時期に入ったと言っても過言ではございません。この1年間、やるべきことはできたか、やめるべきことはやめたか、全市政を検証しつつも、とまることを知らない地方分権や民間活力導入などの波間にあっては地域特性に合った施策を創造し、陳腐となった事業は切り捨てる勇氣を持ってこそ宮本市政が真の習志野市政となるのではないのでしょうか。

そのような中、このたびの習志野市の市政運営の根幹をなす次期基本構想・基本計画を1年前倒し策定に着手されたことは、宮本市長の強い決断力によるものと評価いたしております。

しかし、机上の空論であってはなりません。過去や現在を検証し実績としてまとめ市民の目にさらし、さまざまな意見を求めてこそ、その実現性を帯び、次なるステージへとステップアップすると考えます。したがって、1年前倒ししたことはスケジュール的にも厳しいと察しますので、ぜひ本市の英知を結集し、総力を挙げて取り組んでいただきますよう、まずは冒頭に要望させていただきます。

さて、そのような市政状況にあって、今、子育て日本一はどのような立ち位置にあるのでしょうか。さきの第1回定例会でも述べさせていただきましたが、子育て日本一ののろしは次世代育成支援対策行動計画にあらわれておりますように、子育ての重要性を浮き立たせ、日本一に向かって進もうとする習志野市の強い決意を示すものであったはずでございます。したがって、次期基本構想・基本計画においても次世代育成は大きな柱の一つとなるはずであり、今は現構想や計画に掲げた目標がどこまで達成したか、そして達成できていないのであれば、次期構想等に繰り越すことなく達成するためには、残された時間の中で何をしなければならないのか。そしてこれまでの実績をどのように引き継ぎ発展させていくのかを考える重要な時期にあると思われま。

そこで、質問の1点目は、子育て支援について次期基本構想・基本計画の策定を見据えて、どのような構想をお持ちなのか伺います。

質問の2点目は、債権管理についてでございます。

この件につきましては、さきの第1回定例会の予算委員会において、担当部局より御答弁いただきましたが、正直なところ、その内容もいま一つの感が否めず、本市の債権管理に対する認識の甘さを知るに至りました。これまで本市はさまざまな場面で財政の窮状を訴え、歳入確保の重要性を説いてきてまいりました。ならばなぜ、公平・公正性の維持のため組織を強化し、人材を投入して債権回収に貪欲にならなかったのでしょうか。

一般的に言われておりますように、早期に対処することで多重債務者の発生を予防し、生活再建に悩む方も救えたはずでございます。

そこで、この3月に本市債権管理の方向性を示す報告書が取りまとめられたとのことですので、その詳細と職員や市民への周知など、今日までの取り組みと、今後どのような方針をお持ちなのか伺います。

質問の最後、3点目として、本市の災害対策について。

千葉県は、これまで東京湾の形状から湾内に大きな津波が入ってこないとの考えのもと、東京湾沿岸地域の津波浸水予測を行っておりませんでした。しかし、昨年発生した東日本大震災による津波が東京湾内にも押し寄せたことを受けて、県は東京湾沿岸地域の津波浸水予測図を作成することを昨年の7月に表明して以来、その調査を進めてまいりました。

そして、去る4月25日に、その調査結果を県が発表されました。この間、習志野市民は東日本大震災による津波の恐怖を目の当たりにしたことにより、本市にも津波が押し寄せてくるのではないかと不安を抱えながら日常生活を送っている状況がございました。

そこで、県において発表されました津波浸水予測の内容と、その予測に対する本市を流れる3河川、菊田川、谷津川、高瀬川における水門の必要性について、どのようなお考えをお持ちなのか伺います。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、小川利枝子議員の一般質問にお答えしてまいります。

まず1つ目、子育て支援について、今後の市政運営における次世代育成、その具体的な施策である子育て支援について、現在策定作業に着手しております次期基本構想・基本計画に絡めてお答えいたします。

子育て支援施策については、平成13年度にスタートした現行の基本構想・基本計画の中においても重要な施策として位置づけ、推進してまいりました。

また、平成16年度には子どもを取り巻く社会情勢が多様化している状況の中で、多様に変化している中で、福祉、教育、保健、そして生活全般にわたり子どもに関する複合的な施策を展開することを目的として窓口の一本化、相談業務の強化等、市民の立場に立った子ども施策の充実を図るため、こども部を設置し、主に就学前のお子様や、その保護者を含めた子育て支援に係る施策について取り組んでまいりました。

具体的には、習志野市におけるこども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編や次世代育成支援対策行動計画に基づく、個別に支援を必要とする子どもへの支援体制の充実、家庭の教育力を高める支援、保育所の待機児童解消などに努める中で、こどもセンターやつどいの広場の開設、ブックスタート事業への取り組みなど、子育て日本一を目指し多種多様な施策を展開し、市民の皆様が安心してお子様を産み、子育てができる環境を整えてまいりました。

このように、子育て支援施策を推進している中で、平成26年度を初年度とする次期基本構想・基本計画の策定に現在取り組んでいるところでございますが、現行の計画につきましても、いまだ実施途上でございます。次期の基本構想がスタートするまでの2年間で、どこまで実施できるのか。これまで取り組んできた子育て支援施策を検証しつつ、次期計画へ位置づけ、継承する計画や、さらに次代を担う子どもたちに新たに求められる施策について十分精査してまいります。

また、少子高齢化に加え、人口減少時代は既に到来しております。全体の人口が減る中で、子どもの数が減少し高齢者が増加してまいります。このことはこれからの習志野市のまちづくりにおいて大きな要素になることは間違いありません。このような時代変化の中において、子育て支援は重要な施策の一つとして取り組むべき施策であると認識しており、次期基本構想においてしっかりとつたってまいります。

これら子育て支援施策を初めとするさまざまな計画は、市民生活に直結するものでございます。現在策定に着手しております基本構想は、まちづくりの根幹をなすものであり、市民の皆様と一緒に作り上げていく必要があります。市民の皆様のニーズを的確にとらえ、共感を得られる構想をつくり、住んでよかった、住み続けたいと思っただけの習志野市を描いてまいります。

続きまして、債権管理についてお答えいたします。

ことし3月末にまとめました習志野市徴収対策本部会議報告書に関しましてお答えいたします。

1、報告書の詳細、2、今日までの取り組み、3、今後の方針、この3点につきましてお答えいたします。

報告書を取りまとめました徴収対策本部は、副市長を本部長とし、今後の全庁にまたがる債権管理の必要性を視野に入れながら、まずはその第1ステップとして現行の市税等、税制課が所管する徴収体制にかかわる課題を整理し、今後の徴収対策を円滑かつ着実に推進するため、平成22年7月1日に設置したものであり、総計7回の会議を開催し、本年3月末まで検討を重ねてまいりました。その結果、報告書の内容は徴収対策関係、さらに本市の債権管理のあり方に関して、今後の方向性を取りまとめたものであります。

そこで、小川議員の1点目の御質問であります、報告書の詳細であります、報告書は大きく2つに分類されております。

1つ目は、徴収対策本部の設置目的である徴収対策と、その成果についてであります。具体的な徴収対策等といたしましては、納税コールセンターの開設、時間外納付相談の開設及び休日納付相談の拡充、滞納処分の強化などを行い、平成23年度の市税収納率は対前年比、現年度分で0.26ポイント、滞納繰越分で1.83ポイント上回る成果を上げております。

2つ目といたしましては、既に市債権一元管理を実施している船橋市の取り組みなど、先進事例を参考に、本市における市債権管理に当たっての提言や実務的な課題等を取りまとめたものであります。

具体的には本市では既に税制課において市税のほかに国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料をあわせた一元的な徴収体制を実施しておりますことから、船橋市の実施状況を参考に、本市の実情に合った組織体制の構築が必要であること。また、本市では市債権管理方法の統一的な基準がなく、その必要性が求められていること。さらには市債権に対する職員のさらなる意識改革と市民への周知活動等の課題など、それぞれについて提言として取りまとめたものであります。

次に、御質問の2点目、今日までの取り組みについてお答えいたします。

報告書の提言を受けた後、債権管理事務の早期の適正化を図るため、24年4月25日に副市長を会長とし、市債権を担当する各部次長で構成する習志野市債権管理庁内検討会及び担当係長で構成する習志野市債権管理作業部会を設置し、先月5月14日に第1回目の会議を開催いたしました。

この検討会及び作業部会では、庁内債権の根拠法令などの調査、債権一元化に向けたシステム改善、先進市の調査・研究及び債権管理方法の統一的な基準の作成などを検討するとともに、これらのことを具現化するための方策として、(仮称)習志野市債権管理条例の立案及び調整を行ってまいります。あわせてこれらの検討会を通して、職員に対し債権管理の重要性についての

意識の醸成を図ってまいります。

なお、私も担当係長で構成する作業部会に出席し、市の債権管理事務の早期適正化のためには、最前線で債権管理を担っている作業部会のメンバー一人一人が債権管理の重要性を認識し、自分たちの力で債権管理制度をつくる意気込みで調査・研究する旨伝えました。

また、市民への債権管理の周知につきましては、庁内検討会等での本市の債権管理制度について集約した段階で周知してまいります。

御質問の3点目、今後の方針については、今後の魅力あるまちづくりを実現するための一つの手段として、歳入の根幹である市税や、そのほか保険料、使用料などの財源を確実に確保することは、公費負担の公平性を期すことにおいて非常に重要であると認識しております。このことから、先ほど申し上げました(仮称)習志野市債権管理条例を今年度制定し、さらに来年度に組織体制の強化として、(仮称)債権管理課を設置し、本市における債権管理の一層の適正化を図り、今後も市民の公平かつ公正な行政の執行に取り組んでまいります。

続いて、最後の3点目、災害対策についてお答えいたします。

千葉県発表の津波浸水予測と水門設置の必要についてお答えいたします。

千葉県において、去る4月25日に発表された津波浸水予測図の内容につきましては、東京湾内において湾内を震源とした地震による大きな津波の発生は考えにくいとして、東京湾口部の館山市付近で海拔10メートルの津波が湾内に浸入してきた場合に、各地域にどの程度の影響を与えるかを予測しております。

その結果、本市における津波の高さにつきましては、2.3メートルに達すると予測されており、本市における3河川のうち、菊田川を遡上すると結果が出ております。一方、谷津川、高瀬川の両河川については、川の幅が狭いことから、今回の浸水予測図への反映はされておられません。この津波高の予測に対しまして、本市における3河川及び海岸の護岸高は約3.8メートル以上で整備されており、津波想定高、海拔2.3メートルよりも護岸高のほうが高いことから、押し寄せる津波に対し現在の護岸で対応が可能であるため、浸水区域は発生しないとの結果でありました。

このようなことから、河川を津波が遡上することを防御する対策としての水門の必要性はないものと考えております。しかしながら、千葉県の東京湾内における高潮対策の将来計画は、伊勢湾台風クラスによる計画潮位に対応することとしており、この対応には習志野市の3河川についても、将来的には水門や排水機場の整備は必要であるとの見解を示しております。本市といたしましては、引き続き高潮対策としての水門設置を要望してまいります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◆24番(小川利枝子君) はい。市長、御答弁ありがとうございました。

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

最初に、子育て支援についてお尋ねいたします。

先ほどの市長答弁で、次期基本構想・基本計画におきましても、子育てが大きな柱の一つである、このことが確認できました。ぶれることのない行政運営にまずは安心をいたしました。したがって、この市長の言葉を基本構想・基本計画に、より鮮明に反映させていくためには、子育て支援におけるさまざまなこの懸案事項、こういったものを持ち越すことがないよう解決しておく必要があると思っております。

そこで、今日までの歩みを整理する意味で、幾つかの懸案事項について、この現況を確認させていただきたいと思います。

まず1点目は、子育て支援に係る組織と人事についてでございます。

この4月、宮本市政になって初めての大きな機構改革と人事異動がございました。そこには宮本市長の強い御決意が反映されたものと想像いたします。そこで、2カ月が経過した現在でございますが、このたびの機構改革と人事異動について、子育て支援の推進という観点から、どのような評価を下しているのかお伺いいたします。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) それでは、先に機構の部分からお答えをさせていただきます。

本年4月、機構改革を実施いたしました。この中では危機管理体制の強化、あるいは広報・広聴部門の整備、さらには専門職の専門性を最大限に発揮できる組織体制の構築など、限られた職員の中におきまして、おおむね順調に稼働しているというふうには認識しております。特に御質問の地域における保健、あるいは子育て支援体制の強化という点につきましては、ヘルスステーションに配置されておりました医療専門職、これを健康支援課に集約することにより、乳幼児から高齢者まであらゆる世代の市民に対しまして一貫した地域保健サービスの提供を伝える体制を構築すべく、母子保健を所掌いたします地域保健第一係と成人・高齢者保健を所掌いたします地域保健第二係の2係を設置いたしまして、地域保健体制の強化を図っております。

また、4月に開設をいたしましたひまわり発達相談センターにおきましても、保健分野における専門職を配置することにより、相談・指導体制の強化を図っております。

現在、新体制がスタートいたしまして2カ月余りが経過したところでございますけれども、5月に実施をいたしました各部の次長、課長のヒアリングにおきましては、おのおのの業務運営は市民の皆様に大きな御迷惑をおかけすることもなく、専門職自身も明確な使命と意欲を持って業務に取り組んでおり、おおむね順調に稼働しているというふうには認識しております。

機構はある意味、器であります。この器に職員を配置することにより、有機的なつながりが生まれ、組織になります。組織には職員の人材育成、適材適所の配置、これが不可欠でございます。今回の機構改革を常に検証しながら、総務部、あるいは各担当部局と連携を図りながら、常にコンパクトで機動性と利便性が確保された機構のあり方、それは引き続き検討してまいりたい、このように考えております。以上でございます。

◎総務部長(高野次夫君) 小川議員の人事の関係につきまして、私のほうから回答させていただきます。

本年4月に大きな機構改革が行われた中で、各部それぞれの組織における業務の状況を踏まえ、職員一人一人が持っている能力や本人の意向などを考慮し、市の施策全体を効果的に推進することから、適材適所の配置を行ったところでございます。

このたびの医療専門職の人事配置について具体的に申し上げますと、ひまわり発達相談センターにつきましては、組織の必要性に十分配慮し、発達支援システム等検討協議会の御提言に沿った形で社会福祉士、保健師等の専門職を中心に配置を行ったところであります。

また、健康支援課につきましては、複雑多様化する市民ニーズへの対応や若手職員の育成体制を充実するため、地域保健業務を一元化し、医療専門職の集約を行ったところであります。

また、それぞれの管理職につきましては、組織を動かす職員として大変重要であるという認識を

しております。特に医療専門職が多く配置されています各部におきましては、管理職の手腕が問われる部門でございます。今後も引き続き管理職の状況を把握し、その適性や意欲についてしっかりと見定めて配置していきたいと、このように考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

ただいまの両部長の御答弁から、マルかバツか、このような形で考えますとマルである、その認識であったと思います。しかしながら、私のもとには耳の痛い声も聞こえてまいります。両部長の御答弁にございました常に検証、また常に見きわめていく、こういう言葉に組織または人事をつかさどる部署の長として常に最善であることを目指している姿勢、こういうことも見てとることができたと受けとめています。

ぜひとも市長がこの基本とした適材適所、念頭に見誤ることなく、その姿勢を崩すことなく取り組んでいただきたい、このように強く申し上げておきます。市長、よろしく願いいたします。

次に、2点目の子育て支援に係る施策への市民の声の反映についてお尋ねさせていただきます。

こども部では昨年、乳幼児のいる市内全家庭に対してアンケートを実施したと、このように伺っております。私自身、本市がかつてこのようなアンケートを実施したという、こういう記憶はなく、大変貴重な資料であると、このように思っております。

そこで、そのアンケート結果をどのように受けとめ、そして今後どのように活用していこうと考えているのか。アンケートをとったにしても、それが活用できなければ何も意味がございません。どのように活用していくのか、ここがとても大事だと思っております。子育て支援に直接かかわることが多いこども部、保健福祉部、そして教育委員会学校教育部、このお三方に見解をお伺いいたします。

◎こども部長(加藤清一君) それでは、アンケート調査等につきましての活用につきまして回答させていただきます。

こども部といたしましても、平成17年度から次世代育成支援計画、次世代育成支援対策行動計画のもと、さまざまな子育て支援を行ってまいりました。現在は、平成17年度から5年間の前期計画を引き継いだ平成26年度までの後期計画に基づきまして、家庭や地域の教育力の向上や児童虐待防止、子どもの発達支援への取り組みを充実することとしております。

そこで、今後もさらに充実した子育て、子育て支援を行うために昨年度、子どもの発育・発達支援に関するアンケート調査を実施いたしました。子どもを産み、育てている保護者の御自身が子どもの発育や発達をどのように捉え、何に悩みどのような支援が必要か、考えているかといった具体的な内容につきまして、保護者の御意見を伺いました。

アンケート調査の対象といたしましては、習志野市在住の平成17年から平成19年度に生まれました子どもを持つ全世帯で、アンケートの用紙の配布数は4,107世帯です。回収数は2,427世帯で回収率59.1%となっております。

このアンケートからそれぞれの機関で実施されている子育て支援事業のつながり、関係機関や職員の連携が重要であること、職員の資質、そして専門性の向上といった人材育成と専門職の有効な配置や活用が重要であることなどが、これからの支援のあり方が見えてまいりました。

今後は、このアンケートをさらに分析した結果によりまして、次世代育成支援対策行動計画を強化し、これらを踏まえた中で各関係機関との共同研修に取り組むなど、ハード面からソフト面へ、

そして全体から一人一人へとさらにきめ細やかな施策の実施に取り組んでまいります。以上でございます。

◎保健福祉部長(若林一敏君) それでは、アンケート調査結果に対する保健福祉部の受けとめということについてお答えをしたいと思います。

本調査の結果から、保護者の方が発達上の問題を指摘されたときの対応について、次の点が読み取れたというふうに思っております。

1番目は、お子様の発達について指摘をされるのは、1歳と3歳の健康診査をきっかけとする場合が多いこと。

2つ目が、指摘をされた時点で7割程度の方が1カ月以内に受診や相談を行っており、何とかしなければならないというふうに思われる方が多いこと。

3番目に、受診、相談を行ったときに、速やかな対応が行えない場合の不満や心配が強いこと。

第4番目に、発達に関する相談相手は配偶者などの家族及び専門職が多いということなどが挙げられます。

これらのことから保健福祉部として対応すべき事項として、次の3点を考えております。

1つは健康診査により問題を指摘されることが多いため、保健師や心理相談員等が保護者の思いを受けとめながら、医療機関やひまわり発達相談センター等の専門的な相談支援機関に確実につなげることが重要であること。

2つ目に専門性のある相談先を求めるという点から、ひまわり発達相談センターの機能に関する十分な周知や啓発が求められているということ。また、相談の依頼に対し速やかに応じることが不可欠であること。

3つ目として、保護者の半数が相談者として配偶者などの家族を選択している点から、市民に対し発達上の課題や障がい等に関する知識や情報を発信することが重要となっていること。

このようなことからさまざまな機会を通じまして、市民に対し発達障がい等の知識の周知啓発活動に力を入れる必要があるというふうに考えておりますので、今後も地区保健活動や発達支援研修等において、きめ細かい情報発信にさらに努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎学校教育部長(辻利信君) それでは、アンケートの結果を受けて、教育委員会の受けとめ並びに生かし方についてお答えいたします。

習志野市教育委員会では、教育基本計画の生き生きと未来を拓く豊かな人間性は、習志野の人づくりを基本目標に、学校、家庭、地域社会が連携、協働して教育を推進していくことを目指し、施策を展開しております。その中で、発達支援や特別支援教育についても重点施策に掲げ、その充実に努めているところでございます。

昨年度に実施されました発育・発達支援に関するアンケート調査の中で、特に自由記述欄の中からは、必要などきの気軽な相談を求める声が多く挙がっており、不安を抱えた保護者の方に対する相談機会充実の重要性を強く感じているところでございます。

特に発達に課題を抱えた保護者の方からは、相談内容の学校への上手なフィードバックを望む声や、教育面と福祉面の連携を望む声があり、就学前から就学後の途切れない円滑な移行や継続的な支援が大切であると考えております。

教育委員会としましてもさまざまな支援施策の展開とともに、保育所や幼稚園、関係機関との連携を一層緊密にとってまいりたいと考えております。今後、さらにこのアンケートの声を教育施策に生かすために分析を行い、関係各部、諸機関との連携のもと、生き生きと未来を拓く子どもの育成に力を注いでまいりたいと考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

ただいまの部長答弁をお聞きいたしまして、また改めてこのアンケート結果が大変貴重な資料であると、このように痛感した次第でございます。

こども部長のただいまの答弁の末尾に、ハード面からソフト面へ、そして全体から一人一人へ、さらにこのきめ細やかな支援、これが重要なんだと、このような御答弁がございましたが、これが今回のアンケート結果の結論であり、ここを重く受けとめていただきたい、このように痛感してなりません。ハードからソフトへ、全体から一人一人へ、これはここ何年も使われている言葉でございます。しかし、この全体、ハードからソフト、また一人一人へ、これが一体どういうことなのか。また、そのために何が重要なのか、ここがとても大事だと思います。

ただいまの分析からは、職員の資質と専門性、また関係部署間と職員の有機的なつながり、そして情報発信の必要性の、この3点に大きく集約されておりました。やはり人材育成と組織の強化にあることが、ここで浮き彫りになったのではないかと、私はその裏づけもとれたと、このように思っております。時代が変わり、家族の構造も変わってきております。そうした中、今家族の安定こそが子育て、教育、そして介護など全てにつながってまいります。机上論と現実というのは違います。市民の生活実態を知らずして、これからの子育て支援の充実は成り立ちません。そのための機構改革であり、地域保健活動の強化、このように私は思っておりますし、またそこを肝に銘じていただきまして、しっかりとこの市民ニーズに応えていっていただきたいと思っております。

また、アンケートには60%にも及ぶ市民の皆さんが回答を寄せられて、本市のこの子育て支援に対する期待度が伺えます。アンケートに協力してくださった、この保護者のお気持ちをしっかりと酌みとるためにも、もっと読み込んでいただきたいと思っております。そして具体的な子育て支援の施策に反映させていただきまして、次期基本構想・基本計画にしっかりと生かしていくことを切にお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

次に、子育て支援の3点目は、相談体制についてお尋ねいたします。

相談体制の充実は、次世代育成支援対策行動計画においても掲げられた目標でございます。この4月にオープンしたひまわり発達相談センター、そして教育相談の一元化が図られた総合教育センターは、その具現化でございます。そこで、この2カ月間の実績をそれぞれどのように評価をしているのかお伺いいたします。

◎保健福祉部長(若林一敏君) それでは、ひまわり発達相談センターの実績と、その評価についてお答えしたいと思います。

平成24年4月1日にひまわり発達相談センターを開設し、来所による指導・相談業務は、4月12日から開始をしております。そしてこの5月まででございますが、相談事業として小中学生、高校生を含め60名の方からの相談を受け付けております。また、指導については167名のお子さんに対し実施をしております。さらに小児神経科医、児童精神科医による相談は5名の方に実施し、保育所等への巡回相談は14回にわたって行ってきております。

このほか発達支援基礎研修は対象を市内の私立の保育園、幼稚園、放課後児童会、近隣の特別支援学校等にも広げ、5月24日に第1回の講座を開催し、参加者は54名という形になっております。

以上の実績を踏まえ、ひまわり発達相談センターの機能に関する評価としては、次の3点を述べさせていただきます。

1点目は、保育所、幼稚園等への巡回相談により、保育現場の状況を確認しながら支援の方法を考える機会がふえておりますが、これにより保育の関係者とともに子どもの生活を原点とした具体的な手だてを考え、日々の保育に生かすことができると考えております。また、成長発達に課題のある子どもの早期対応、早期支援の充実につながると受けとめております。

2点目は、保健師、社会福祉士等を新たに配置いたしましたことで、子どもを取り巻く家庭環境や地域に対する支援の幅が広がったというふうに受けとめております。

3点目は、小児神経科医の相談に加え、児童精神科医による相談の機会をふやしましたので、医学的な見地から保護者の安心と理解を得られる機会がふえ、医師の見解を支援方針や指導内容等に反映させることができるようになったというふうと考えております。

一方、ひまわり発達相談センターは18歳未満の子どもの相談に応じる体制をとっておりますことから、徐々に就学した子どもの相談もふえているという状況でございます。幅広い年齢の子どもたちの相談に応じるためには、子どもにかかわるさまざまな支援者間の連携が強く求められているところでございます。このようなことから、発達支援にかかわる関係機関の情報の共有と共通理解の必要性を改めて強く感じたところであり、今後こども部、教育委員会との連携をさらに図り、児童や保護者の方に対し、よりよい支援につなげてまいりたいというふうと考えております。以上でございます。

◎学校教育部長(辻利信君) 相談一元化後の実績に対する評価についてお答えいたします。

教育相談窓口が、この4月より一元化され2カ月がたちましたが、その2カ月の利用状況ですが、教育相談については電話相談の受理件数が48件、来所相談の受理件数が161人、青少年テレフォン相談では、電話相談が合計94件、来所相談は7件となっており、昨年度の同じ月との比較では新規ケースを含め大幅に増加しております。一元化したことによりさまざまな相談に対応する窓口となったことで、昨年度同時期と比較しても来所相談数だけでもおよそ30件の増加が見られております。

また、教育相談のほかさまざまな相談に対する相談員が一つの場所にいることにより、内部での連携、相談内容や情報の共有化が日常的に図られ、より迅速にきめ細かい対応が可能になりました。具体的には一つ一つの相談ケースを全相談員で把握、協議し、必要と判断した場合には速やかに専門機関へのつなぎを行っております。

さらに相談員がふえたことにより、相談者の年齢、性別、状況等により適した相談員が担当することが可能となりました。これらのことは相談窓口一元化が広く周知され、成果が上げられたことと考えております。今後さらに利用してもらえよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

ここに至るまで、さすがに力を入れてきただけに、まずは順調の一言に尽きます。欲を申し上げ

ればいろいろとございましょうが、両部長の御答弁にもございました「連携」、そして以前より指摘させていただいている「人」、この連携と人ですね。これなくして成り立ちません。その強化と育成につきましては、これからも御尽力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、4点目は個別の指導計画の作成状況についてお尋ねいたします。

この件につきましては、長年、再三にわたり指摘をしてきた事項でございますので、まずは御答弁をお願いいたします。

◎**学校教育部長(辻利信君)** はい。各小中学校における個別の指導計画の作成状況についてお答えいたします。

習志野市教育委員会では、各小中学校に対し特別な支援を必要とする全ての子どもに対して、個別の支援計画が確実に作成されるように指導してまいりました。その際、この指導計画に医療、福祉などの関係機関の情報を取り入れ、個別の教育支援計画の機能を持たせるように指導してまいりました。平成20年度より保健福祉部、こども部と連携し、就学前の個別支援計画を就学後も引き継ぐ体制が整ってまいりました。

例えば就学前から就学後への一貫した支援が引き続いて行われるように、就学前の様式と就学後の様式を同じものにして、就学前の個別支援計画を就学後の個別の教育支援計画と同じ視点で作成することといたしました。そのことで子どもと保護者が期待する支援の円滑な移行や切れ目のない継続的な支援体制となるようにしました。

この個別の教育支援計画の作成の進捗状況でございますが、作成対象となる児童・生徒数は268名、その内訳は通常の教育を受けている児童・生徒が78名、知的特別支援学級に在籍、または通級的指導を受けている児童・生徒は190名おります。作成の完了した者は170名です。98名の児童・生徒は現在作成に向けた面談を実施しているところです。個別の教育支援計画の作成は、対象となる子ども一人一人の教育的ニーズに的確に対応するために必要なものです。教育委員会としましては、各校において保護者との話し合いを丁寧に持ち、同意を得て早急に作成を完了するよう指導してまいりたいと考えております。以上です。

◆**24番(小川利枝子君)** はい。ありがとうございます。

まず、申し上げたいことは、個別の指導計画は特別な支援を要する児童・生徒の道しるべとなるものでございます。ただいまの部長答弁からもるる、その重要性が強調されていたと、そのように思っております。それなのに今日に至っても、そして今年度もいまだにこの作成が進んでいない、このような状況だと私は受けとめました。保護者の皆様からは先生側からのアプローチがない、また作成していると伺ったが、見せていただいたことはない。また、いきなり作成した書類を渡されたが、その内容を見て、これは誰のため、また何のための計画書なのか、とっても不安だ。また、作成に当たっての相談、面談、こういったものを開いていただいたことがない。また、あげくの果てに担任から教育委員会やコーディネーターから作成してと言われたので、書いてくださいと渡された、こんなような声がいまだに聞こえてくるんです。先生方の知識や理解、意識の薄さですね。これに親御さんは戸惑っております。不安と、それから不満の声がいまだに絶えないんです。これはなぜなのかと、私は問いたい気持ちでいっぱいです。

学校において、個別の指導計画は努力目標ではないと。法律にもあるように必ず作成しなければならない、そうじゃないんですか。そのために今まで教育委員会は御指導なさってきたのではな

いんですか。松盛前教育長も、また植松教育長も、この議会の場で常に繰り返しそのように御答弁をされておりました。その教育長の言葉に保護者がどれほど喜び、そして期待をかけてきたことか。その保護者のお気持ち、おわかりになりますか。私もこの議場の場所で何度も何度も学校と保護者のギャップ、そして教育委員会と学校のギャップ、もう本当に嫌になるぐらい、この場所で本当は言いたくないんです。でも、言わなければならない、そのような気持ちを、意を決して何度も何度もこの何年間、ずっと述べさせていただきました。一体なぜ作成できないのか。学校と教育委員会の意識のずれですね。この温度差は何なのか。教育委員会はなぜこの教育現場の現実を見ようとしないのか。なぜ保護者が――教育長、懇談会も何度も開きましたよね。それは現場の実情を知っていただきたかったから、保護者も勇気が要るんです。大事な時間を使って何回も何回も何時間も、どれだけの思いで訴えてきたか。そういう保護者のお気持ち、おわかりでしょうか。私は大いに反省していただきたい。そして暖かいサポートを教育委員会にお願いしたい。現場だけが悪いんじゃないんです。先生たちもやる気はあってもわからなければ、理解がなければ、できないんです。だからこそコーディネーターさんがおり、そしていろいろな意味でのサポートをしなくてはいけないということで進めてきているんだと私は思っております。私はこの9年間、疑問が募る一方なんです。

いずれにいたしましても、御答弁どおりに、一刻も早く手を打っていただきまして、完了していただきたい、このように強く指摘をさせていただきます。

子育て支援の最後、5点目は、個別の支援計画の作成状況と、そして関係諸機関への周知についてでございます。

この保健福祉部による個別の支援計画の作成は、ひまわり発達相談センターの事務分掌として明確に位置づけられたことは、本市の子育て支援にとりまして一つの足跡でございます。それと同時に、重い重責、責任、これを担っていく、ここをしっかりと受けとめていただきたいと思っております。

そこで、今現在の進捗状況と、関係諸機関への周知方法、そして反応がいかがなものかお伺いいたします。

◎保健福祉部長(若林一敏君) はい。それでは、お答えを申し上げます。

乳幼児個別支援計画は、平成20年より作成を開始しておりまして、この4年間で162名のお子さんに対して作成をしまいいりました。毎年徐々に作成件数は増加しておりますが、これは保育所、幼稚園等に直接臨床心理士等が訪問し、作成に伴う専門的な支援や保護者への働きかけ等を強化したこと、また保育所、幼稚園等に在籍する全ての乳幼児や1歳6カ月健康診査等の受診者に対し、パンフレットを配布するといった周知・啓発によるものと考えております。

今年度の取り組みの特徴を申し上げますと、ひまわり発達相談センターが巡回相談等を通じて、保育所等に対する個別支援計画の作成支援と、計画書に基づいて行われる子どもの支援に関するマネジメントを行ってまいります。具体的には実際にお子さんの指導にかかわっている臨床心理士等の専門職員が、直接保育施設に出向き、個別支援計画の作成に伴うさまざまな相談に応じながら、個々の子どもに応じた具体的な支援目標や手だてを一緒に考え、日々の指導に生かせる計画にまいります。

また、本年度より公立幼稚園、保育所等のみならず、市内在住の私立の幼稚園、保育園等の在

籍児も作成の対象としてまいります。そこで、私立幼稚園や認可外保育施設等に理解と協力をさせていただきため、説明会を開催してまいります。

なお、平成23年度におきましては、個別支援計画を作成いたしました5歳児のうち、今年度市内小学校へ就学した39名については、学校への引き継ぎを行いましたけれども、今月以降、関係機関の職員が各学校を訪問し、子どもの状態を実際に確認しながら、支援のあり方等について協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

今後も、乳幼児個別支援計画の活用と、学校における個別の教育支援計画の継続性等につきましては、検証を行いながら発達支援サポートネットワーク会議により、より具体的な協議を進めてまいりたいと、かように考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

正直な気持ちを申し上げますと、まだまだという感が否めませんが、私立幼稚園等への説明会、それから発達支援サポートネットワークの活用、こういったこれからの期待を感じ取ることができました。ぜひよろしくお願ひしたい、このように思っております。

また、先ほど来、連携という言葉が各部から出ております。この発達支援につきましては、大変なことも十分承知しておりますが、その中でシステム検討協議会の先生方からも、特に教育の9年間で、特に支援が必要であり大事なんだということを再三にわたり、この会議の中でも指摘をされ続けてきた。ここのところをしっかりと重く受けとめていただきたいんです。ぜひ、この関係諸機関との連携を、言葉だけではなく本当に強化をしていただきまして、実績を積み重ねていっていただきたい、このように思っております。

時間もございませんので、以上で子育て支援に係る再質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、債権管理に係る再質問に移ります。

債権管理は本市の喫緊の課題でございます。しかし、歳入確保、公平・公正性の維持は当たり前であるだけに、むしろ行政にとっては難しい案件にあることも私も理解はいたしております。しかし、1回目の質問の冒頭に私も述べさせていただきましたように、多重債務者の発生を予防して生活再建の支援のため、こういうことがこんな時世だからこそ求められておりますし、すぐにでもこういう視点からも取り組むべきであると、私は常々このように考えております。

そこで、3点ほど再質問をさせていただきます。

まず1点目は、今後の推進体制についてでございます。

先ほどの市長答弁では、副市長を中心に次長級による検討委員会、そして担当者による作業部会、これをもってこの1年間進めて設置していくと、このように御答弁があったと思います。そこで、その詳細についてお伺ひいたします。

◎財政部長(白川久雄君) はい、お答えいたします。今後の推進体制ということで御質問でございますけれども、先ほど市長より御答弁申し上げましたとおり、この4月に庁内検討委員会並びに作業部会を立ち上げました。この庁内検討委員会、部会につきましては、各部次長ないし係長を中心として、この4月より検討を進めているところでございます。

現状における問題点といたしまして、各課におけます債権担当の問題点、課題点を整理し、今後の方向性として処理業務に当たる一つの指針を示さなければいけないということで、この検討

会、作業部会が中心となり、今後の推進をしていくということでございます。その中で現状におけます課題の方向性としては、小川議員より冒頭、机上の空論であってはならないというお話もございましたけれども、今後、この内容について職員の周知のみならず、職員の意識の醸成という形の中では、それぞれのメンバーがこれからは核となって周知をし、意識の改革をしていくという、そういう中心的な役割を担っていただくということも考えてございます。

それともう一つ、つけ加えておかなければならないことは、債権を回収するに当たりましては、必ず相手がございます。その相手に対しましては、当然のごとく返済能力のある方につきましては、税ないし料についての債権回収をこれからも体制の強化を図りながら行っていく、これは当然のことでございますけれども、もう一つ、滞納者の方につきましては、返済能力がやや弱い方がいらっしやいます。こういった方々の対応についての一つの問題がございまして、この点につきましては、先ほど小川議員からもお話がありましたように、生活の再建があって初めて私どもが求める債権回収の本来の目的の状況に達するというふうに考えております。これにつきましては、それぞれ各部所管課でおりますそれぞれの制度がございまして、自立支援に向けた各種制度に向けた取り組みとして、十分な活用を図る中で行っていくということでございまして、単なる縦割ではなくて横割行政として各部の横断的な連携を十分に強化しながら、自立支援に向けた取り組みとして、そのことが債権回収につながるということで、今後についても取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

ただいまの御答弁を伺いまして、気持ちを受けとめていただいている、このように理解はいたしております。しかしながら、私はただいまの御答弁になぜという疑問が、やはり残るんです。それは部長答弁からは、現状の職員体制で十分対応できるとの御答弁であったと思うんです。こういう認識しか私には受けとれず、大変違和感を感じたんです。徴収部門は重要であることから、新規採用や未経験者を配置することがない、このように私はどこに行っても伺っております。本当に徴収にたけた職員を集めたと、大事だ大事だ、この債権回収大事と言いながら、本当にこの徴収にたけた職員を集めたとの認識があるのかと。私はこの辺が大変疑問なんです。

私には習志野市は本当の意味で公の機関が債権を回収するという理解がないとしか思えてなりません。厳しい言い方をさせていただきますけれども、率直に今後、本当によりよくしていくためにも考えを述べさせていただきます。私は市長御自身が適材適所、このように思われている部分に対しまして、どうかいま一度、この1年間検証していただきたい、このように強く指摘をさせていただきます。

時間もございませんので、次に、2点目は今後の人事配置についてお尋ねいたします。

滞納者のお財布のひもを解かすには、イソップ物語にある、この北風と太陽同様に知識と経験を駆使して、また滞納者の心理を理解して行動することも必要となります。

また、今もお話しさせていただきましたけれども、公の機関がお財布のひもを解かすということは、早期に対処していくこと、これが不可欠だと思います。先ほどから言っていますけれども、なぜならば多重債務者の発生というものを防がなきゃいけないんです。そして生活再建に悩む方をまず救っていかねばならないんです。そういう段階も含めながら、この市民の生活を守る。そして市民の命を守る、こういう考え方なくして、私は債権の管理の体制、また徴収できないと、このように

思っております。

ですから、職員のそこには人として市民と向き合う心だとか、寄り添う心だとか、そういうことも必然的に求められてくる、このように考えます。そこで、人事配置や待遇についてどのような見解をお持ちなのか伺いたします。

◎総務部長(高野次夫君) はい。人事配置ということで、これは現在、それから来年に向けてという中での御回答にさせていただきたいと思っておりますけれども。

私ども総務部におきましては、職員の人事配置につきましては、一人一人の意欲、能力、それから適性、経験等を踏まえて、それぞれ配置を行っているところでございます。しかしながら、近年、行政を取り巻く環境が大変大きく変化してきておりまして、行政に対する市民ニーズ、または市民ニーズを含めまして多様化、複雑化しております。そういった中で、今後、それから来年に向けての人事配置ということを考えますと、1点目としては特に専門性の高い業務につきましては、スペシャリストの育成が必要だと考えております。これは例えば用地交渉、それから税の業務、それから国保年金課、市民課等いろいろございますけれども、やはり全てを熟知しているスペシャリスト、そういう専門職員が各部署において必要じゃないかと、このような認識でおります。

それから、2点目としまして、より質の高い市民サービスが提供できますように、研修等を通じて人材育成、これは全職員に対してでございますけれども、人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、3点目はやはり定年退職者、それからベテラン職員の持つ知識、技能、それをどのように継承して中堅職員、若手職員に継承させていくかということについても、十分考慮して考えていきたいと思っております。

いずれにしても、来年度に向けての配置でございますけれども、組織は人ですけれども、人はやはり管理職、組織は管理職がしっかりしないと、その業務は停滞するということもございまして、管理職の業務も見きわめながら、そういう人事配置、適正なる人事配置をしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

ぜひ人事担当部署におかれましては、ただいま御答弁にございました3点、この3点を実現に向けてよろしくお願ひしたい、御尽力をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

この問題の最後ですけれども、次期基本構想・基本計画の反映についてお尋ねさせていただきたいと思っております。

先ほど来の御答弁から、債権管理は極めて重要であり、次期基本構想・基本計画にもしっかりと形で掲載すべきであると考えます。そのことによって、本市の姿勢を市民にも知らしめることにもつながっていくと思われまます。そこで、この点についてどのような見解をお持ちなのか伺いたします。

◎副市長(島田行信君) はい。債権について、多角的な視点から小川議員からいろいろと御意見をいただきましてありがとうございます。

お話でありましたように、市税や保険料等の徴収を適正に行うということは、もうこれは市政のまさに根幹でありまして、現在の基本構想におきまして、財政運営の健全化、こういうのは重要な

施策として位置づけておりますし、また実施計画、これにおきましても、徴収対策強化事業というのを考えております。これから策定をいたします次の基本構想・基本計画におきましても、債権管理を市政運営の重要な一つとしてしっかりとやってまいりたいと思っております。

現在、20課47項目の債権管理があるんですが、これをどのように扱っていったらいいのかということについて、先ほど市長がお答えをされましたとおり、この4月に債権管理事務の適正化を図るために庁内に検討会と作業部会が設けられました。私はその責任者を務めておりますので、習志野市としては初めての取り組みであります。制度面、運用面、組織、人員体制等について、本市にふさわしいものとなるように、これからしっかりと取りまとめたいと思います。

なお、これらの施策につきましては、次期構想、あるいは基本計画にも、また実施計画にも盛り込んでまいります。このたびの小川議員の御質問は、平成23年度に約33億円の滞納額があります。この減額をするために債権管理についてしっかりと取り組みと、こういう御指摘と受けとめまして全職員、この問題をしっかりと認識をしながら、引き続き力を合わせて取り組んでまいりますので、どうぞこれからも御支援をよろしくお願いいたします。以上であります。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

副市長から心強い見解をお聞きできたことを、心から感謝申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

どのような形で基本構想・基本計画に掲載していくか、これからのこととお察しいたしますが、まずは市民にわかりやすく、かつ公平・公正性の維持に係る本市の強い意思、これを示されますよう要望としてお願いしたいと思っております。この問題につきましては、今後、この進捗状況等を確認してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

最後に、災害対策に係る再質問をさせていただきます。

市長答弁からは、津波の高さの予測に対して、本市は海岸や河川が護岸で防御されているため、この護岸を津波が超えることはない、このように理解いたしました。しかしながら、谷津川、高瀬川が県の浸水予測図に反映されていない、先ほども御答弁ございましたけれども、そのことに加えまして、谷津3丁目、4丁目、ここも低地の地域がございます。この地域は今年の台風による高潮を初め、実際に下水道管へ海水が逆流して道路冠水、また住宅地内へ今回初めて谷津の駅の下商店街、あそこもかなりの浸水を引き起こしてしまいましたけれども、そういう現状がございます。

また、さきの第1回定例会で、昭和コーポ谷津より提出され採択された谷津2丁目船だまり及び用水路の改修に関する陳情箇所付近の用水路と、昭和コーポ谷津周辺は標高2メートルとなっております。潮位の影響を受けた場合に、水路高いっぱいまで水位が上昇しているという、こういう現状がございます。津波が発生した場合、高潮と同様に下水道管の逆流、そして水路の水位上昇による浸水が引き起こされることが考えられます。この谷津2丁目、3丁目、4丁目、こうした地域の浸水対策については、どのように取り組んでいらっしゃるのかお伺いいたします。

◎都市整備部長(福島泉君) はい。下水道に関係いたしますので、私ども都市整備部のほうからお答え申し上げたいと思います。

ただいま議員のほうから御指摘をいただきましたように、谷津の3丁目、あるいは4丁目の地区におきましては、これまでも高潮、あるいは潮位の変動などによりまして、下水道管に海水が逆流

して道路冠水、あるいは家屋等への浸水が発生していると、こういう実態がございます。このような実態を踏まえまして、昨年の10月31日でございますけれども、本市は県とともに市内を流れる3河川、菊田川、谷津川、高瀬川でございますけれども、この3河川を対象とした対策に関しましての合同の勉強会、これを立ち上げまして、昨年度のうちに3回勉強会を開催したところでございます。

この合同勉強会の中では、谷津の2丁目、船だまり跡、あるいは昭和コーポ谷津の周辺も浸水対策が必要、あるいは3河川の水門設置の必要、こういったことに関しましては、私どもと県との間の共通認識はできております。ただ、県のほうは全県的な視点から、どうしても優先順位化して対策を講じているという、そういう中で本市において早期に水門設置等を実施することはなかなか難しい、こういうような見解でございました。これに対しまして私どもといたしましては、今、議員からの御指摘にもございましたように、谷津の3、4丁目、あるいは谷津2丁目の昭和コーポ周辺、ここではもう現に浸水が発生していると、この対策を講じる必要性が高いではないかと、このように訴えまして、その上に立って即効性のある対策、これに関しまして県と市で協議をした、具体的には役割分担についての協議を行ったという経過でございます。

具体的に申し上げますと、それぞれの役割でございますが、河川へ排水されるまでの雨水管、あるいは雨水のポンプ場の設置、それから水路のかさ上げ等に関しましては習志野市が担当すると。それから、海水の逆流を防ぐ逆流防止施設の設置等に関しましては県が対応すると、それぞれ対応するというふうなことでの協議を進めているところでございます。

この本市と県との勉強会につきましては、本年度も継続することになっておりますので、できる限り早く具体的な事業に結びつけられるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

大変わかりやすく説明していただきましたので、よくわかりました。

本市では津波での心配はないと。ただし、高潮とか、またそういう部分での浸水対策、そういう部分で谷津地域のこの部分は大変懸念している、そういう部分で既に取り組んでくださっている、そういった状況はわかりました。

では、最後に、今後のスケジュール、その辺について知りたいと市民も思っていると思いますので、お伺いいたします。

◎都市整備部長(福島泉君) はい。ただいま浸水対策に関しましてのスケジュールという御質問をいただきました。これに関しましては、県との情報交換の中で確認をしたことでございますけれども、県としては本年度、浸水箇所対策に関しましての設計を実施するというふうなことでございます。その中で整備の方法でありますとか、あるいは整備箇所、整備の順序、これを定めていきたいと、こういったことでもございました。

したがって、具体的な事業ということになりますと、平成25年度以降、私どもと県との間で協議をしながら進めていくと、こういう流れになっております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

今の御答弁ですと、平成25年度には具体的な事業が始まっていく、このような御答弁であったと思います。今後は県との費用負担だとか、クリアしなければならない課題も多々あるのではないかと

と想像はいたします。しかしながら、一刻も早い完了を目指して御努力を重ねていただきたい、このように切にお願いをさせていただきます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。